資料 2

4 産労農水第 1667 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に係る令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和5年2月2日

東京都知事 小池 百合子 (公印省略)

(別紙)

1 知事管理漁獲可能量の配分

特定水産資源	知 事 管 理 区 分	知事管理漁獲可能量(トン)
くろまぐろ(小型魚)	東京都くろまぐろ(小型魚)	12.1トン
	漁船等漁業	
	東京都くろまぐろ(小型魚)	0. 5トン
	定置漁業	0. 5 12
	東京都くろまぐろ(小型魚)	1. 0トン
	留保枠	
	計	13.6トン

くろまぐろ(大型魚)	東京都くろまぐろ(大型魚)	16.3トン
	漁船等漁業	
	東京都くろまぐろ(大型魚)	0. 5トン
	定置漁業	
	東京都くろまぐろ(大型魚)	1. 5トン
	留保枠	
	計	18.3トン